

証券コード 7063
2021年9月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
株 式 会 社 B i r d m a n
代表取締役社長 伊 達 晃 洋

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
『TKPガーデンシティ渋谷』 ホールA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第9期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
以 上

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会会場にご来場になる株主様は、株主総会開催日のご自身の体調をご確認のうえ、感染防止に配慮いただくようお願いいたします。ご来場の場合には、マスクの着用をお願いいたします。体調が悪い株主様には、議場への入場をご遠慮いただくようお願いする場合があります。株主総会の各議案については、ご来場いただく前に書面により議決権を行使することができますので、そちらのご利用もご検討ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://birdman.tokyo>）に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はありません。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業業績や雇用情勢の改善、設備投資の増加により、緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い急速な景気減速が見られ厳しい状況にあります。

このような市況環境のもと、当社は、引き続き積極的な事業展開を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先行きは不透明な状況にあります。

その結果、当事業年度における売上高は1,757,903千円、営業損失は239,376千円、経常損失は208,316千円、当期純損失は49,620千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は21,124千円です。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を行いました。

④ 重要な企業再編の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年6月期)	第 7 期 (2019年6月期)	第 8 期 (2020年6月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年6月期)
売 上 高(千円)	1,326,111	1,803,752	1,496,119	1,757,903
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	31,228	113,651	△10,121	△208,316
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	22,086	62,537	△585,077	△49,620
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	12.70	32.80	△243.31	△19.84
総 資 産(千円)	491,044	1,236,360	1,133,072	1,161,606
純 資 産(千円)	211,805	859,148	303,820	332,140
1株当たり純資産(円)	121.51	369.76	124.31	127.21

(注) 当社は、連結子会社6社を吸収合併したことにより2021年6月期第3四半期より非連結決算に移行しました。

そのため、第6期(2018年6月期)、第7期(2019年6月期)、第8期(2020年6月期)は非連結決算の数値です。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社をとりまく環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により生活者の情報接点に変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの既存広告出稿が伸び悩みを見せております。情報量が急激に増加し、更に顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

当社におきましては、顧客ニーズに合わせて各サービスを複合的に組み合わせる形で提案し、更にワンストップで提供することによって、顧客の商品やサービスのブランディングに寄与しております。

また、事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題を積極的に対処してまいります。

① 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社は、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社のサービスラインナップの枠を超えた領域にも及んでおり、当社が更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社が提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社のサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

② 営業活動の更なる積極展開

当社は、知名度の高い大手企業とも多く取引を行っていることから、1社当たりの売上高の比率が売上高に対して比較的大きくなる傾向があります。そのため、特定の取引先顧客に対する依存が低下し、当社の財政状態及び経営成績が更に安定化するよう、より一層営業活動を強化し、新規顧客の獲得に努めてまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。新たなサービス

領域の開拓のために最適な人材の獲得を図り、また、それぞれの領域において専門的な事業を行う会社を設立してきました。今後においても更に人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社の事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せないなか、当社は上記の課題への対処に加えて、当面の間は金融機関からの資金調達等により資金繰りの安定化に取り組み、会社を存続させていくことが喫緊の課題と認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業区分	事業内容
ブランディング事業	一般消費者へのイメージアップや認識度・購買意欲の向上を図るためのソリューションを提供いたします。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

① 当社

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

該当事項はありません。

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名 (2名)	24名増 (1名増)	32.6歳	2.66年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	384,161千円
株式会社みずほ銀行	237,079千円
株式会社武蔵野銀行	58,300千円
株式会社千葉銀行	29,150千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社BIRDMANの全株式を2020年12月1日付けで取得し、完全子会社とした上で、2021年1月1日を効力発生日として、他の連結子会社5社（株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca）、および株式会社BIRDMANを吸収合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,900,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,546,400株 |
| ③ 株主数 | 1,240名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 達 晃 洋	1,094,900株	42.99%
有 限 会 社 T	300,000	11.78
野村信託銀行株式会社 (投信口)	221,900	8.71
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	70,300	2.76
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO	68,100	2.67
仲 亀 敦	45,100	1.77
瓜 生 健 太 郎	37,500	1.47
株 式 会 社 S B I 証 券	30,500	1.19
玉 塚 元 一	30,100	1.18
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	27,500	1.07

(注) 持株比率は、自己株式 (49株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日		2018年7月19日	2020年7月20日	
新株予約権の数		30個	100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,500株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 43,330円 (1株当たり 860円) (注) 1、2	新株予約権1個当たり 207,000円 (1株当たり 2,070円) (注) 1、2	
権利行使期間		2020年7月20日から 2028年7月19日まで	2022年7月21日から 2030年7月20日まで	
行使の条件		(注) 3	(注) 3	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 -1個 目的となる株式数 -1株 保有者数 -1名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 -1個 目的となる株式数 -1株 保有者数 -1名	新株予約権の数 -1個 目的となる株式数 -1株 保有者数 -1名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 -1個 目的となる株式数 -1株 保有者数 -1名	

		第6回新株予約権	
発行決議日		2021年4月19日	
新株予約権の数		100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 181,200円 (注) 1、2	
権利行使期間		2023年4月20日から 2031年4月19日まで	
行使の条件		(注) 3	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、第4回は50株、第5回及び、第6回は100株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2021年 6月 30日 現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	伊 達 晃 洋	
取 締 役	谷 口 翔 太 郎	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	松 崎 文 治	
取 締 役 (監査等委員)	松 木 大 輔	松木法律事務所 所長 地盤ネットホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社グッドコムアセット 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	阿 部 慎 史	阿部慎史公認会計士事務所 所長 ブレイクスルーパートナー税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役 (監査等委員・常勤) 松崎文治氏、取締役 (監査等委員) 松木大輔氏、及び取締役 (監査等委員) 阿部慎史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 阿部慎史氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2020年9月24日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、仲亀敦氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は北京伊藤商貿易 副総経理及び株式会社BIRDMAN 取締役でありました。
4. 2020年9月24日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、小野川翼氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社カラス 取締役でありました。
5. 2020年9月24日付で川上裕義氏は取締役に就任し、2021年1月21日に取締役を辞任いたしました。
6. 2020年11月13日付で牧野圭太氏は取締役副社長を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社カラス 代表取締役及び株式会社BIRDMAN 取締役でありました。
7. 2021年4月30日付で玉塚元一氏は社外取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はラクスル株式会社 社外取締役及びトランスコスモス株式会社 社外取締役でありました。
8. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
9. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査等委員、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬等であるストック・オプション」で構成する。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給する。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会（eの委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経たうえで付与する。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役会（eの委任を受けた代表取締役社長）は 監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定する。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円) (ストック・オプション)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭等 報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	66 (6)	60 (6)	5 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	-	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	78 (18)	72 (18)	5 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長伊達晃洋に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉塚元一氏は、ラクスル株式会社 社外取締役及びトランスコスモス株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）松木大輔氏は、松木法律事務所の所長、地盤ネットホールディングス株式会社の社外監査役及び株式会社グッドコムアセットの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）阿部慎史氏は、阿部慎史公認会計士事務所の所長及びブレイクスルーパートナー税理士法人の代表社員であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 玉塚元一	当事業年度に開催された取締役会18回中15回に出席いたしました。出席した取締役会では、主に大手企業における経営経験を活かし、必要に応じて主に事業運営や経営に関する発言を行っております。
社外取締役（監査等委員・常勤） 松崎文治	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会では、主に大手企業における組織運営やガバナンス構築等に関する豊富な経験を活かし、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 松木大輔	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての経験や高い見識を活かし専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 阿部慎史	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達

成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

⑦ 監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告を求められるものとしております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。さらに監査等委員から要請があった場合には、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行うものとしております。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。
また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、現在は成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	823,654	流動負債	322,881
現金及び預金	495,888	買掛金	86,352
受取手形	56,277	前受金	580
売掛金	222,804	1年内返済予定の 長期借入金	202,105
未成業務支出金	16,694	未払金	15,636
前払費用	19,370	未払費用	8,287
その他	16,384	未払法人税等	4,051
貸倒引当金	△3,765	その他	5,868
固定資産	337,951	固定負債	506,585
有形固定資産	92,693	長期借入金	506,585
建物及び構築物	102,769		
工具、器具及び備品	17,725	負債合計	829,466
機械装置及び運搬具	3,297		
減価償却累計額	△31,099	(純資産の部)	
無形固定資産	4,368	株主資本	323,916
ソフトウェア	4,368	資本金	390,763
投資その他の資産	240,889	資本剰余金	380,763
投資有価証券	125,468	資本準備金	380,763
関係会社株式	24,645	利益剰余金	△447,515
長期貸付金	1,250	その他利益剰余金	△447,515
長期前払費用	1,200	繰越利益剰余金	△447,515
敷金	89,575	自己株式	△95
長期未収入金	241,223	新株予約権	8,224
貸倒引当金	△242,473	純資産合計	332,140
資産合計	1,161,606	負債純資産合計	1,161,606

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,757,903
売上原価		1,308,869
売上総利益		449,033
販売費及び一般管理費		688,409
営業損失		239,376
営業外収益		
受取利息	99	
業務受託料	30,247	
その他	4,673	35,020
営業外費用		
支払利息	3,352	
その他	608	3,961
経常損失		208,316
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	196,682	
貸倒引当金戻入額	25,000	221,682
特別損失		
固定資産除却損	25,628	25,628
税引前当期純損失		12,262
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	36,499	37,357
当期純損失		49,620

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	355,858	345,858	345,858	△397,895	△397,895	—	303,820	—	303,820
当期変動額									
新株の発行	34,905	34,905	34,905				69,811		69,811
当期純損失				△49,620	△49,620		△49,620		△49,620
自己株式の取得						△95	△95		△95
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								8,224	8,224
当期変動額合計	34,905	34,905	34,905	△49,620	△49,620	△95	20,095	8,224	28,319
当期末残高	390,763	380,763	380,763	△447,515	△447,515	△95	323,916	8,224	332,140

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金 個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～8年

機械装置及び運搬具 2年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	125,468千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に慎重に減損の可否を判断しております。

事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回る場合、翌事業年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 追加情報

(会計上の見積りにおける一定の仮定)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の企業等が予定していたイベント等は相次いで中止、縮小及び延期となっております。この影響を受けセールスプロモーション案件等の回復の遅れ、また、案件の大規模化と長期化による翌事業年度以降に売上計上される案件が増加し、当事業年度の業績に大きな影響を及ぼしております。

このような状況のもと、当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が翌事業年度も継続すると仮定し、現時点において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計及び投資有価証券の評価等の会計上の見積りを行っております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5,716千円
仕入高	80,862千円
販売費及び一般管理費	1,200千円
営業取引以外の取引高	30,247千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,546,400株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 49株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 25,350株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券及び関係会社株式は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。
賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。
借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握しております。
当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額に表されております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	495,888	495,888	—
② 受取手形	56,277	56,277	—
③ 売掛金	222,804		
貸倒引当金（※1）	△3,765		
	219,039	219,039	—
④ 長期未収入金	241,223		
貸倒引当金（※1）	△241,223		
	—	—	—
資 産 計	771,205	771,205	—
① 買掛金	86,352	86,352	—
② 未払金	15,636	15,636	—
③ 未払法人税等	4,051	4,051	—
④ 長期借入金（※2）	708,690	708,690	—
負 債 計	814,729	814,729	—

（※1） 売掛金、長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形、及び③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期未収入金

長期未収入金については、貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、及び③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	125,468
関係会社株式	24,645
敷金	89,575

投資有価証券及び関係会社株式は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象に含めておりません。

賃借物件において預託している敷金については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	495,888	—	—	—
受取手形	56,277	—	—	—
売掛金	222,804	—	—	—
合計	774,970	—	—	—

長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	202,105	187,410	150,000	132,541	36,634	—
合計	202,105	187,410	150,000	132,541	36,634	—

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	113,889千円
貸倒引当金	75,398千円
減損損失	7,027千円
資産除去債務	753千円
未払事業税	481千円
その他	1,204千円
繰延税金資産小計	198,754千円
評価性引当額	△198,754千円
繰延税金資産合計	—千円

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資に関する事項

関連会社に対する投資の金額	24,645千円
持分法を適用した場合の投資の金額	16,197千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	5,694千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 2	取引金額 (千円)	科目	期末残高
子会社	株式会社 カラス	—	役員の兼任	業務受託料 の收受	9,816	—	—
子会社	株式会社 BIRDMAN	—	役員の兼任	業務受託料 の收受	14,354	—	—

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注) 2. 業務受託料は、役務提供に対する費用等を勘案して設定しております。

(注) 3. 当社は、2021年1月1日付で、当社の連結子会社であった(株)カラス、(株)BIRDMANを吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	127円21銭
(2) 1株当たり当期純損失	19円84銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2020年10月19日開催の取締役会において、株式会社BIRDMAN（以下、「BIRDMAN」という）の全株式を2020年12月1日付で取得し完全子会社とした上で、株式会社カラス（以下、「カラス」という）、株式会社噂（以下、「噂」という）、株式会社円卓（以下、「円卓」という）、株式会社Spark（以下、「Spark」という）、株式会社arca（以下、「arca」という）及びBIRDMANを吸収合併することを決議し、2021年1月1日付で吸収合併しております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社カラス
事業の内容	クリエイティブサービス

結合当事企業の名称	株式会社噂
事業の内容	バスサービス

結合当事企業の名称	株式会社円卓
事業の内容	クロスボーダー・ブランディングサービス

結合当事企業の名称	株式会社Spark
事業の内容	人材サービス

結合当事企業の名称	株式会社arca
事業の内容	ブランディングサービス

結合当事企業の名称	株式会社BIRDMAN
事業の内容	クリエイティブサービス

② 企業結合日

2021年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、本合併によりカラス、噂、円卓、Spark、arca及びBIRDMANは消滅しております。

④ 結合後企業の名称

2021年2月22日付で、商号を「株式会社Birdman」に変更しております。

⑤ その他取引の概要に関する事項

連結子会社6社の吸収合併により、営業・マーケティング・人材配置及び管理部門業務を統合的に実行することで、当社の成長を一層加速させることを目的とするものであります。

加えて、今後の社会において、デザインとテクノロジーはますます身近に、重要になっていくことが想定される中で、国内外の多数のアワード受賞に伴うデザインとテクノロジーにおける高い知名度の有効活用、人材採用力の向上を通じたデザイン領域とテクノロジー領域の強化、及び増加する海外からの依頼に応えつつ社会的に大きな影響力を持つプロジェクトを遂行することを目的とするものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社 Birdman
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 木間久幸 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松本浩幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Birdman（旧社名 株式会社エードット）の2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表13. その他の注記（企業結合等に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2021年1月1日に子会社であった株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切

な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月26日

株式会社Birdman 監査等委員会

常勤監査等委員 松崎文治 ⑩

監査等委員 松木大輔 ⑩

監査等委員 阿部慎史 ⑩

(注) 監査等委員松崎文治、松木大輔及び阿部慎史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	だてあきひろ 伊達晃洋 (1984年11月7日)	2012年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2016年4月 ㈱エードット・マネジメント設立 代表取締役 2016年8月 ㈱カラス 取締役 2016年12月 ㈱噂設立 代表取締役 ㈱UMIU取締役 2018年4月 北京伊藤商貿有限公司 総経理 2019年12月 ㈱BIRDMAN 取締役	1,094,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	※ みつ はし しゅう いち 三 橋 秀 一 (1979年 8 月 14日)	<p>2004年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所</p> <p>2008年 6 月 公認会計士登録</p> <p>2008年 7 月 HSKコンサルティング(株)入社</p> <p>2008年11月 税理士登録</p> <p>2012年 4 月 (株)リクルート入社</p> <p>2014年 3 月 (株)ウィングル(現(株)LITALICO)入社</p> <p>2016年 5 月 (株)フォーデジット入社 最高財務責任者CFO</p> <p>2016年10月 同社 取締役CFO</p> <p>2018年 1 月 (株)アンビスホールディングス 取締役CFO</p> <p>2018年 9 月 同社 取締役 経営企画本部本部長</p> <p>2018年12月 同社 取締役 事業戦略本部本部長</p> <p>2020年 1 月 CFOサポート(株)設立 代表取締役(現任)</p> <p>2020年 8 月 当社入社 執行役員</p> <p>2021年 7 月 当社 執行役員CFO兼CHRO (現任)</p>	11,000株
3	※ ふ せ ゆう き 布 施 優 樹 (1978年 6 月 22日)	<p>2001年 4 月 (株)飛龍企画入社 (株)アイアンドディハヤト転籍</p> <p>2004年 4 月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)入社</p> <p>2006年 7 月 電通ヤング・アンド・ルビカム(株)入社</p> <p>2017年 8 月 GROOVE-X(株)入社</p> <p>2020年 1 月 当社入社</p> <p>2021年 2 月 当社 執行役員</p> <p>2021年 7 月 当社 執行役員CCO (現任)</p>	100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	※ い とう ちと ひこ 伊 藤 統 彦 (1989年 8月28日)	2013年 4月 エキサイト㈱ 入社 2016年 4月 ㈱エアークローゼット 入社 2017年 7月 ビューティーナビ㈱入社 CMO兼CSO 2021年 6月 当社入社 2021年 7月 当社 執行役員 (現任)	-
5	たに ぐち しょう た ろう 谷 口 翔 太 郎 (1987年 1月29日)	2010年 4月 大和証券㈱ 入社 2017年 7月 ラクサス・テクノロジーズ㈱ 東京支社長 2019年 1月 当社 入社 新規事業開発室室長 2019年 7月 当社 経営戦略室室長 2019年 9月 当社 取締役 2019年12月 ㈱BIRDMAN 取締役 2021年 9月 当社非業務執行取締役 (現任)	500株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査等委員、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつ ざき ぶん じ 松崎文治 (1950年10月23日)	1973年4月 キッコーマン醤油(株) (現キッコーマン(株)) 入社 2005年6月 マンズワイン(株) 監査役 2006年6月 キッコーマン(株) 執行役員 2009年6月 キッコーマン食品(株) 常務執行役員 2016年12月 当社 社外監査役 2017年9月 当社 社外取締役 (監査等委員・常勤) (現任) 2019年2月 北京伊藤商貿有限公司 監事	5,000株
2	あ べ しん じ 阿部慎史 (1979年5月21日)	2003年10月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年10月 弁護士法人キャスト糸賀 (現瓜生・糸賀法律事務所) 入所 2007年5月 公認会計士登録 阿部慎史公認会計士事務所 開業 所長 (現任) 2007年7月 税理士登録 阿部慎史税理士事務所 (現ブレイクスルーパートナー税理士法人) 開業 代表社員 (現任) 2018年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	※ いそべとしひで 五十部紀英 (1982年7月2日)	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 弁護士法人ITJ法律事務所入所 2012年3月 中地・五十部法律事務所 代表弁護士 2014年9月 弁護士法人アドバンス 代表社員 (現任) 2016年9月 株式会社GTM 社外取締役 (現任) 2016年10月 ㈱Answer 代表取締役 (現任) 2017年1月 アジアM&Aコンサルティング㈱ 代表取締役 (現任) 2017年9月 税理士法人ADVACNCE TAC 代表社員 2018年2月 琉球アスティーダスポーツクラブ ㈱ 監査役 (現任) 2018年3月 行政書士法人ADVANCE ASC (現行政 書士法人アドバンス) 代表社員 (現任) 2018年6月 ㈱レントラックス 社外取締役 (現 任) 2018年6月 ㈱アドバンススポーツマネジメン ト 代表取締役 (現任) 2018年12月 社会保険労務士法人アドバンス 代表社員 (現任) 2019年6月 特許業務法人アドバンス (現特許 業務法人IPアドバンス) 代表社員 (現任) 2019年11月 税理士法人アドバンス 代表社員 (現任) 2020年4月 ㈱ブリーチ 社外監査役 (現任) 2021年2月 canow㈱ 取締役 (現任)	-

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 松崎文治氏、阿部慎史氏、および五十部紀英氏は、社外取締役候補者
 であります。

4. (1) 松崎文治氏につきましては、キッコーマン株式会社の執行役員、マンズワイン株式会社の監査役等を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 阿部慎史氏につきましては、公認会計士・税理士・行政書士としての専門知識・経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 五十部紀英氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 松崎文治氏および阿部慎史氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって松崎文治氏が4年、阿部慎史氏が3年6か月となります。
 6. 当社は、松崎文治氏および阿部慎史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、松崎文治氏、阿部慎史氏及び五十部紀英氏の選任が承認された場合は、各氏との間の当該契約を継続又は締結する予定であります。
 7. 当社は、松崎文治氏、阿部慎史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、承認がされた場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 8. 当社は、五十部紀英氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険

者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査等委員、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年9月26日開催の当社第5回定時株主総会において、報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額250百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は2名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）ですが、本株主総会における第1号議案が原案どおり可決されますと取締役は5名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）となります。

本件ストック・オプションは、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図るためのものであり、取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

本議案によりストック・オプションとして発行する新株予約権の内容の概要は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、250個とする。
- (2) 新株予約権を行使することができる期間
割当決議日後3年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は25,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の取得条項

① 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

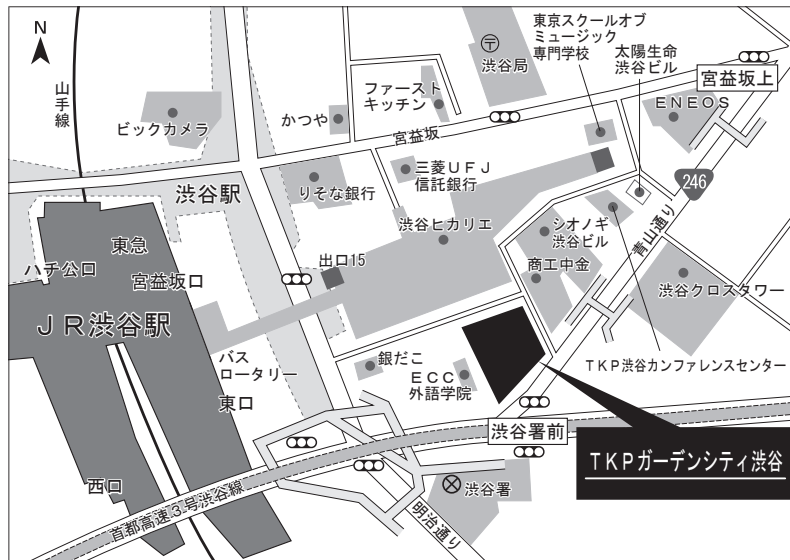
② 新株予約権者が、(7) ①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得

- することができる。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (8) 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。
 - (9) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩2分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分